

平成 23 年 4 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

**東日本大震災に係る義援金等に関する税務上の取扱い！**

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を支出した場合の税務上の取扱いは、次のとおりとなります。（義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）。

**1 【法人が義援金等を寄附した場合の取扱い】**

法人が以下の義援金等を寄附した場合には、その支出額の全額が損金の額に算入されます。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に抛出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に抛出されることが明らかであるもの

**2 【個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い】**

個人の方が上記①～⑤の義援金等を寄附した場合には、特定寄附金に該当し、確定申告を行うことで寄附金控除の対象となり、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることとなります。

$$\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です

**3 【適用を受けるための手続き】**

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人税：確定申告書の別表 14 (2) 「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。